

議案第58号

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

八幡浜市水道事業給水条例（平成17年条例第197号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給水装置の構造及び材質の基準）</p> <p>第12条 給水装置の構造及び材質の基準は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）<u>第6条</u>に規定する基準に適合させなければならない。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認した<u>ときは</u>、この限りでない。</p>	<p>（給水装置の構造及び材質の基準）</p> <p>第12条 給水装置の構造及び材質の基準は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）<u>第5条</u>に規定する基準に適合させなければならない。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認した<u>ときは</u>、この限りでない。</p>

別表第3 手数料			別表第3 手数料		
設計審査料	1件につき	1,000円	設計審査料	1件につき	1,000円
工事検査料			工事検査料		
給水管の最大口径が20mm以下	1件につき	2,000円	給水管の最大口径が20mm以下	1件につき	2,000円
給水管の最大口径が25mm以上40mm以下	1件につき	3,000円	給水管の最大口径が25mm以上40mm以下	1件につき	3,000円
給水管の最大口径が50mm以下	1件につき	10,000円	給水管の最大口径が50mm以下	1件につき	10,000円
指定給水装置工事事業者手数料（指定の更新に係る場合を含む。）		10,000円	指定給水装置工事事業者手数料		10,000円
水道使用証明料	1件につき	300円	水道使用証明料	1件につき	300円
開栓手数料		1,000円	開栓手数料		1,000円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。